恵那市アスベスト対策事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査に要する経費の全部又は一部を補助することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　アスベスト　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第６条第23号に規定する石綿等をいう。

　（２）　補助対象建築物　本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの並びに建築物に付随する門及び塀を除く。）をいう。

　（３）　アスベスト含有調査　社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日付け国官会第2317号）に規定する住宅・建築物アスベスト改修事業に該当する調査であって、補助対象建築物に使用されている吹付け建材のアスベストの含有の有無を調査するものをいう。

　（４）　建築物石綿含有建材調査者　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省国土交通省環境省告示第１号）第２条第２項に規定する建築物石綿含有建材調査者及び同要綱第２条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。

　（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次条に規定する事業を行う補助対象建築物の所有者、管理者その他市長が適当と認めた者とする。

２　前項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助金の交付を受けることができない。

　（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となるアスベスト含有調査事業は、次の条件を全て満たす事業とする。

　（１）　岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「作業環境測定機関等」という。）が実施する調査であること。

　（２）　建築物石綿含有建材調査者が実施する調査であること。

　（３）　過去に同一の補助対象建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。

　（４）　対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者（以下「居住者等」という。）が存在する場合は居住者等の承諾を得て実施するものであること。

　（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の額は、アスベスト含有調査事業に要する費用で作業環境測定機関等に対して支払う費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、事業に係る補助対象建築物１棟につき25万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト対策事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）　建築物の所有者（管理者が申請する場合にあっては、管理者）が確認できる書類

　（２）　建築物の位置図

　（３）　調査箇所が明示された建築物の平面図

　（４）　建築物の外観、対象部位等が確認できる写真

　（５）　調査に要する費用の見積書の写し

　（６）　調査を実施する者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し

　（７）　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定の通知）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときはアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助金の交付を不適当であると認めるときはアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

　（事業内容の変更等）

第８条　申請者は、補助金の交付決定後に事業内容を変更しようとするときは、アスベスト対策事業計画変更申請書（様式第４号）に次の書類関係書類を添えて市長に提出するものとする。

　（１）　事業の変更内容が分かる書類

　（２）　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助金の交付決定後に事業を中止した場合は、アスベスト対策事業中止届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

３　前条の規定は、第１項に規定する申請について準用する。

　（実績報告）

第９条　申請者は、事業が完了したときは、速やかに、アスベスト対策事業完了実績報告書（様式第６号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

　（１）　作業環境測定機関等が発行した分析調査結果報告書の写し

　（２）　調査に要する費用を支払ったことを証する領収書の写し

　（３）　その他市長が必要と認める書類

　（補助金額の確定通知）

第10条　市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、アスベスト対策事業補助金交付確定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第11条　前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた者は、速やかにアスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、補助金を交付するものとする。

　（雑則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成31年４月１日から施行する。